

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請受付期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が別に定める書類

(選定方法)

第4条 市長は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の適切な維持及び管理のもと、当該施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有するものであること。
- (5) その他市長が別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補の選定等)

第5条 市長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが適当であると認めるときは、第2条の規定によらず、本市が出資している法人で規則で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項のほか次の各号の一に該当すると認めるときは、第2条の規定によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 公募に対し応募者がいないとき。
- (2) 指定管理者の候補者として選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (3) 指定管理者の指定を受けた団体が、第7条の協定を締結しないとき。

3 前2項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ第3条各号の事項について当該指定管理者の候補者と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項

- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (8) その他市長が別に定める事項
- (業務報告の聴取等)

第8条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況、利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用料金の収入実績(法第244条の2第8項の規定により、当該公の施設の利用に係る料金を収入として収受している指定管理者に限る。)

- (4) 管理経費の収支状況
 - (5) その他市長が別に定める事項
- (原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合においては、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第12条までの規定及び次条中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、相生市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第18号。以下「条例」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、指定申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第3条第2号の規定による事業計画書は事業計画書(様式第2号)に、同条第3号の規定による収支計画書は収支計画書(様式第3号)によるものとする。

(添付書類の特例)

第3条 申請者において前条第2項の要件を満たす事業計画書及び収支計画書を作成した場合は、これをもって様式第2号及び第3号に代えることができる。

(出資法人の基準)

第4条 条例第5条第1項の規定による法人は、市が資本金等の3分の1以上を出資している法人とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号

(一部改正〔令和3年3月30日〕)

様式第1号

指 定 申 請 書

年 月 日

相生市長 様

申 請 者

所在地

団体名

代表者氏名

連絡先(電話)

相生市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設の名称

添付書類

- 1 事業計画書(様式第2号)及び収支計画書(様式第3号)
- 2 定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 3 団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号

事業計画書

年 月 日

施設名			
団体名		設立年月日	年 月 日
代表者名			
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mail			
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

事業計画

1 管理運営をするに当たっての経営方針について

2 安心・安全面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について

3 施設の管理について

(1) 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む。)

(2) 職員の研修計画

(3) 経理

4 施設の運営について

(1) 年間の自主事業計画(「自主事業計画書」は別紙による。)

(2) サービスを向上させるための方策

(3) 利用者の要望の把握及び実現策

(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

5 個人情報の保護の措置について

6 緊急時対策について

(1) 防犯、防災の対応

(2) その他、緊急時の対応

7 団体の理念について

(1) 団体の経営方針等

(2) 指定管理者の指定を申請した理由

(3) 施設の現状に対する考え方及び将来展望

8 その他、特記する事項

別紙

自主事業計画書(年度)

【事業名】
【目的・内容】
【実施時期・回数】

【事業名】
【目的・内容】
【実施時期・回数】

【事業名】
【目的・内容】
【実施時期・回数】

【事業名】
【目的・内容】
【実施時期・回数】

様式第3号

収 支 計 画 書(年度)

施設名 _____

単位：千円

収入合計(A)		備 考
【項目】	【内訳】	
支出合計(B)		
【項目】	【内訳】	
・ 人件費		
・ 事務費		
・ 事業費		
・ 管理費		
・ その他経費		
収支(A)－(B)		

※ 1年間(12月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求書1件当たり300円とする。

2 開示請求に係る保有個人情報の写しの交付又は送付を求める者は、当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、相生市公文書公開・個人情報保護審査会設置条例(平成17年条例第15号)第2条に規定する相生市公文書公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(相生市個人情報保護条例の廃止)

2 相生市個人情報保護条例(平成17年条例第14号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第10条及び第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であつた者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第14条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又

は加工したものを含む。)を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

(一部改正〔令和7年3月12日〕)

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔令和7年3月12日〕)

7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 この条例の施行前にした行為並びに附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によるとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の規定については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月12日抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 公文書の公開(第5条—第17条)
- 第3章 審査請求(第18条—第20条の2)
- 第4章 公文書公開の総合的推進(第21条—第23条)
- 第5章 雑則(第24条—第26条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を求める市民の権利を保障し、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政参加を一層促進し、市政への信頼と理解を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 市立図書館その他の施設において一般の利用に供しているもの

(一部改正〔平成25年3月14日〕)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 公文書の公開を請求する者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報の適正な利用に努めなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求(以下「公開請求」という。)することができる。

(公開請求の手続)

第6条 公開請求をする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 公開請求をする公文書の名称その他の当該請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- 2 実施機関は、公開請求をする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該請求に係る公文書の特定に資する情報の提供を行わなければならない。
- 3 公開請求をする者は、実施機関が当該請求に係る公文書の特定を容易にできるよう必要な協力を行わなければならない。
- 4 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む

む。)。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人でも閲覧することができるとされている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公文書の公開をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報

イ 人の財産若しくは生活又は自然環境に対し、重大な影響を及ぼす違法若しくは不当な事業活動に関する情報

(3) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報で、公文書の公開をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する執行機関の附属機関、専門委員その他これらに類するもの(以下「附属機関等」という。)に係る情報であって、公開をすることにより、当該附属機関等の独立性及び自律性が不当に損なわれると認められるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 公文書の公開をすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(7) 法令等の規定若しくは法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により、公文書の公開をすることができないと認められる情報

2 公開請求に係る公文書に公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)に関する情報が記録されている場合において、当該情報がその職務の遂行に係るものであるときは、当該情報のうち公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分(公務員の職又は氏名に係る部分の公文書の公開をすることにより当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)は、前項第1号の規定に該当しないものとする。

(一部改正〔平成25年3月14日〕)

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて当該公文書の公開をしなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1項第1号の情報(特定の個人を識別できるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開しないとき、又は前項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開請求者に対し、前2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解できるものでなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求書を受理した日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求書を受理した日から起算して60日を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、遅滞なく、延長の期間及び延長の理由を公開請求者に対し、書面により通知しなければならない。

3 実施機関が公開請求書を受理した日から起算して60日を経過して、公開決定等を行わないときは、公開請求者は公文書の公開しないことの決定があったものとみなすことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求者に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求書を受理した日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定をする期限

2 公開請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、前条第3項の規定は適用しない。

3 第1項第2号の期限までに、実施機関が同号に規定する残りの公文書について公開決定等をしないときは、公開請求者は、当該残りの公文書について非公開決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に国等及び公開請求者以外の者(以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている公文書を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第7条第1項第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定(第8条の規定により公文書の一部を公開する決定を含む。以下この号、次条第1項及び第20条第1号においても同じ。)をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間をおかななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第18条及び第19条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 実施機関は、公開決定を行ったときは、速やかに公開請求者に対し当該公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画又は写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公開請求に係る情報が記録されている文書、図画又は写真の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)に

は、[同項](#)の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

(費用負担)

第17条 [第15条](#)の規定による公文書の公開に係る手数料は、公開請求書1件につき300円とする。

2 [第15条](#)の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(一部改正〔平成31年3月22日〕)

第3章 審査請求

(章名改正〔平成28年3月25日〕)

(審査請求)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、[相生市公文書公開・個人情報保護審査会設置条例\(平成17年条例第15号\)](#)に規定する相生市公文書公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合。

(2) 裁決で、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 [前項](#)の規定による諮問は、[行政不服審査法\(平成26年法律第68号\)第9条第3項](#)において読み替えて適用する[同法第29条第2項](#)の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 [第1項](#)の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、[同項](#)の審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(一部改正〔平成28年3月25日〕)

(諮問をした旨の通知)

第19条 [前条第1項](#)の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人([行政不服審査法第13条第4項](#)に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(一部改正〔平成28年3月25日〕)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 [第14条第3項](#)の規定は、[次の各号](#)のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(一部改正〔平成28年3月25日〕)

(審理員の指名の適用除外)

第20条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、[行政不服審査法第9条第1項本文](#)の規定は、適用しない。

(追加〔平成28年3月25日〕)

第4章 公文書公開の総合的推進

(情報の公表)

第21条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるときは、この限りでない。

(1) 市の長期計画その他規則で定める市の重要な基本計画

(2) その他実施機関が定める事項

(情報提供)

第22条 実施機関は、市民への積極的な情報の提供及び自主的な広報手段の充実に努めなければならない。

(出資法人等の情報公開)

第23条 市が出資金その他これに準ずるものを出資している法人等のうち市長が定めるもの又は[地方自治法第244条の2第3項](#)に基づき市長等が指定した指定管理者は、この条例の規定による市の施策に準じた必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第5章 雑則

(運用状況の公表)

第24条 市長は、毎年この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(公文書の管理)

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。
(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

2 相生市公文書公開条例(平成10年条例第11号)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に相生市公文書公開条例により公開請求書が提出されているものについては、なお従前の例による。

(相生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

4 相生市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(相生市個人情報保護条例の一部改正)

5 相生市個人情報保護条例(平成17年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(相生市公文書公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

6 相生市公文書公開・個人情報保護審査会設置条例(平成17年条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成25年3月14日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から、第15条中相生市看護専門学校条例第3条第2項の表の改正規定(入学金に係る部分に限る。)及び同条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は、同年11月1日から施行する。

(相生市情報公開条例の一部改正に係る経過措置)

3 第2条の規定による改正後の相生市情報公開条例第17条第1項の規定は、平成31年10月1日以後にされる公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

(目的)

第1条 この条例は、本市からの暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。
(一部改正〔平成24年12月5日〕)

(基本理念)

第3条 暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害する等の安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

2 前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第6号に規定する暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して、社会全体として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、兵庫県(以下「県」という。)及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、市又は関係機関等に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

(市民、事業者等に対する支援等)

第6条 市は、市民及び事業者並びに関係機関等が暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互に連携を図って取り組むことができるよう、市民及び事業者並びに関係機関等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者に対し、暴力団の排除に関する広報及び啓発活動を積極的に行うものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における暴力団の排除)

第8条 市又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定する指定管理者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。

(青少年を守るための取組み)

第9条 市、市民及び事業者は、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発活動に取り組むものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月5日)

この条例は、公布の日から施行する。